

# 親ひとり親家庭等医療証について

(R7.4.1)

## 1 対象者

下記①～③のすべてを満たす方

- ① 18歳以下の児童を扶養している配偶者のない方（または配偶者に重度の障がいがある方）及びその方に扶養されている18歳以下の児童または父母のない18歳以下の児童
- ② 母（または父）が前年の所得について所得税が課税されていないこと  
※19歳未満の扶養親族がある場合は、控除額を税制改正前の金額で再計算し、判定します。
- ③ 加入している健康保険に応じて、下記要件を満たしていること

加入している健康保険	条件
国民健康保険	・母（または父）が子を税法上の扶養につけていること ・母（または父）及び子が他者（祖父母等）の税法上の扶養についていないこと
国民健康保険以外	・母（または父）が子を健康保険の扶養につけていること ・母（または父）及び子が他者（祖父母等）の税法上の扶養についていないこと

### 【補足】

母（または父）が子を扶養していることが要件になりますので、母（または父）が就労等で一定の収入を得て、家庭の生計を維持していることが必要です。求職中の方や疾病等で就労ができない方はご相談ください。

※生活保護受給者（健康保険加入者を除く）や児童福祉施設に措置入所している場合は該当しません。

## 2 給付の内容

健康保険の給付対象となる医療費等が無料になります。

### ＜給付対象外＞

- ・保険適用外の費用（例：健康診断、予防接種、入院時の差額室料等）
- ・入院時の食事代
- ・紹介状なしで総合病院を受診した場合の加算金（※）

## 3 医療証の申請

### ＜必要書類＞

- ・親子全員分の健康保険資格情報の確認ができるもの  
(例)マイナ保険証、A4版の「資格情報のお知らせ」、資格確認書 等
- ・就労できない特別な理由がある方：「特別な理由に関する申出書」とその他必要書類
- ・転入者：マイナンバーのわかるもの（親分のみ）  
※マイナンバーによる情報連携を希望しない場合は、所得額・課税額証明書が必要です。

### ＜適用期間＞

適用開始日：申請月の初日

有効期限：原則適用開始日以降最初に到来する6月30日

※医療証の該当となった場合、親と子（小学校4年生以上が対象）で1枚の医療証が交付されます。

## 4 更新

所得等の確認をし、受給資格について審査をする必要があるため、毎年6月末に更新が必要です。

更新の案内を郵送しますので、案内に従って手続きをしてください。

問合せ：米沢市役所子育て支援課給付担当 0238-22-5111（代表）

# 親ひとり親家庭等医療証について

(R7.4.1)

## 5 医療証の使い方

＜山形県内＞医療機関や調剤薬局等で、健康保険資格情報の確認ができるもの（マイナ保険証、資格確認書等）とひとり親家庭等医療証を両方提示してください。

＜山形県外＞医療機関や調剤薬局等で、健康保険資格情報の確認ができるもの（マイナ保険証、資格確認書等）を提示してください。

医療証は使用できませんので、一旦、自己負担分をお支払いいただく必要があります。  
自己負担分については、後日払い戻しが受けられます。

詳しくは、「6 県外等で支払った医療費の請求」をご確認ください。

## 6 県外等で支払った医療費の請求

＜必要なもの＞

- ・医療機関、調剤薬局の領収書（原則：コピー不可）  
※氏名・医療点数・診療日・医療機関名・負担金額が記載されていないものは、無効です。
- ・受診者の健康保険資格情報の確認ができるもの（A4版の「資格情報のお知らせ」、資格確認書等）
- ・ひとり親家庭等医療証
- ・受給者（親）名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード
- ・（医療費の全額を自己負担したり、補装具を作成した場合）加入している健康保険の支払決定通知書

＜注意事項＞

- ・同じ月に複数の受診をした場合は、翌月以降にまとめて請求してください。
- ・受付期間は診察月の翌月1日（自己負担分を診察月の翌月以降に支払った場合は、領収日の翌日）から2年が経過する日までです。
- ・医療費の全額を自己負担したり、補装具等を作成し、自己負担した場合には、先に、加入している健康保険において医療費の請求手続きが必要です。  
健康保険での医療費の支払決定後に、自己負担分を請求してください。

## 7 次の場合は届出が必要です

＜変更届＞

- ・加入している健康保険資格情報に変更があったとき
- ・住所や氏名に変更があったとき（状況を確認し、場合によっては資格喪失となることもあります。）
- ・医療証を破損や紛失したとき　・交通事故等第三者の行為が原因の治療を受けるとき

＜資格喪失届＞

- ・婚姻したとき（同棲など事実上の婚姻状態である場合も含みます。）　・米沢市から転出するとき
- ・受給者が死亡したとき　・お子さんが就職等により、親の扶養ではなくなったとき

## 8 その他

- ・学校等の管理下で負傷した際は、日本スポーツ振興センター災害共済保険等による給付が優先され、ひとり親家庭等医療証は使用できませんのでご注意ください。詳しくは、学校等にご確認ください。  
※ひとり親家庭等医療証を使用した場合には、医療費を返納していただく場合があります。
- ・加入している健康保険から高額療養費や付加給付金の給付があった場合には、米沢市に納付していただきます。